国家警察復活絶対反対! サイバー犯罪対策を口実にする警察法改悪にNOを!

角田 富夫(盗聴法に反対する市民連絡会)

今通常国会に提出された警察法の抜本的改悪法案は、ついに政府・治安関係機関にとっての念願であった警察の国家警察への転換をめざすものにほかなりません。

私たちは、サイバー犯罪対策の口実のもとに国家警察復活をめざす警察法の改悪に反対します。

現在の警察法の特徴について警察大学教授を勤め、退職後作家として活動している吉野 まほろ氏はその著「警察手帳」では次のように書いています。

「FBI のように、重要特異な事件がおきたら警察庁の捜査官が捜査に行く一ということは、 我が国ではまずありえません。(例外的に、それを可能にする絡繰りはありますが)。従 いまして、公安委員会の管理を受けながら、警察のタスクを処理していく「実施機関の中 核一99パーセントーは、都道府県警察ということになります」(150頁)

つまり、警察庁は直接犯罪捜査をできないばかりか、それへの指揮監督権限もないのです。今回の警察法改悪法案は、警察庁が都道府県警察が担う捜査を直接おこなうことができるようにすることで警察庁と都道府県県警の現在のあり方の根本的転換をはかろうとするものにほかなりません。

こういう指摘に対して、そんな大げさなことではない、たかが重要なサイバー犯罪を警察庁が担うことになるのにすぎないではないかという意見が多くでてきそうですが、それは戦後の警察法、警察制度の変遷をみようとしていないからです。現在の警察法には、警察庁が指揮監督できる所掌事務に「捜査」は一つもはいっていません。今回の改悪ではじめて警察法第5条4項16号に重大サイバー犯罪事案捜査という項目がくわわります。これはついに警察が国家警察への重大な第一歩を踏み出すことを意味します。

1947年、GHQ は政府・治安関係機関の反対をおしきって自治体警察を柱とする警察法を制定しました。これは戦前戦中の中央集権的国家警察を解体し、地方自治のながれにそった警察制度をつくろうとするものでした。全国の市、人口5000人以上の市街的町村に自治体警察をつくり、それ以外の地域は国家地方警察本部が管理するという警察法は画期的なものでした。

この自治体警察の解体を目的として制定されたのが1954年警察法です。この警察法は、自治体警察をなくし、それを国家地方警察に吸収(現在の都道府県警察)し、全国の警察に対する国家的統制を強めようとするものでした。つまり、戦前の中央集権的国家警察をめざしながら、当時の政治的諸関係のもとでは、そこまではふみこめことができず、現在の国家公安委員会一警察庁一都道府県公安委員会一道府県警察という制度ができたのです。しかし、この制度には、警察の責務は犯罪捜査ですが。警察庁の所掌事務には犯罪

捜査は含まれていませんでした。これは、恐らく、当時の政府・治安関係機関が、そこまで踏み込むと54年警察法が国家警察の復活をめざすものと批判されることを恐れたためと思われます。そのため、都道府県警察が責務として犯罪捜査をになうことになったのではないかと思われます。まずは自治体警察の解体、そこにポイントが絞られたということです。

サイバー犯罪対策を口実する警察法改悪は、国家警察の復活に直結するものであり、断 じて認めることはできません。

以下、今回の警察法改悪の狙いをおさえるために、戦前の警察、1947 年警察法、1954 年警察法、今回の警察法改悪案をみていきます。

戦前の警察

戦前戦中の警察は、中央集権的国家警察といえます。司法警察権限だけではなく、広範な行政警察権限をもっていました。

内務省は都道府県の知事を任命し、内政において巨大な権限をもつとともに、内務省警保局が警察を掌握。警保局は地方局とならんで大きな権限をもっていました。

警保局は警察行政を担当し、そのなかの保安課が特別高等警察を掌握していました。

内務省警保局を頂点に各府県に警察部。東京は首都のため東京府ではなく、内務省のも とに警視庁がおかれました。建前は知事が警察を指揮することになっていましたが、実質 は内務省警保局の指示のもとに各府県の警察部が動く構造になっていました。

警保局長は、警視総監、内務次官とならび、内務省三役といわれるほどの力をもっていたといわれています。

1947年警察法

OGH の指示で自治体警察を柱とする警察法つくられました。

敗戦後、陸空海軍は解体されました。日本の支配層、治安関係者は戦後の激動に警察力の強化で事態の打開を図ろうとし、特別高等警察等の解体に反対し、抵抗しましたが、GHQ に押し切られました。GHQ は、中央集権的国家警察を解体し、アメリカをモデルに、自治体警察を軸とする警察制度をつくろうとしたのです。

1947年警察法の特徴

警察法でいう

- ・行政管理とは、警察職員の人事及び警察の組織並びに予算に関する一切の事項
- ・運営管理とは、一 公共の秩序の維持 二 生命及び財産の保護 三 犯罪の予防及び 鎮圧 四 犯罪の捜査及び被疑者の逮捕 五 交通の取締 六 逮捕状、勾留状の執 行その他の裁判所、裁判官又は検察官の命ずる事務で、法律で定めていました。

自治体警察と国家地方警察

■全国の市及び人口五千以上の市街的町村に自治体警察(東京都などは特別区警察とする)をおき、それ以外の地域は国家地方警察が担当。自治体警察(市町村警察)の経費は当該市町村が負担するにことなっていました。このように、47年警察法の特徴は自治体警察

に軸がおかれていたといえます。

市町村長の所轄のもとに市町村公安委員会をおき、警察を管理。

市町村は1か2以上の警察署をおく。警察長が警察職員を管理。

市町村警察吏員の定員は、地方的要求に応じてその市町村が条例でこれを決定するが、 全体で九万五千人以内とするとされていました。

市町村警察長は、条例に従い、市町村公安委員会がこれを任命し、罷免する。

- ■人口5000人以下の地域は、閣総理大臣の所轄の下の国家公安委員会、国家地方警察隊(警察官の定員三万人以内)の管轄とし。経費は国が負担しました。
- ・国家公安委員会委員は、五人の委員で構成。委員は両議院の同意を経て、内閣総理大臣が任命。国家公安委員会は国家地方警察本部を運営管理。委員長は委員の選挙で選ぶ(現在の制度は委員長が国務大臣)。
- ・全国を六警察管区に分ち、警察管区ごとに、国家地方警察の地方事務部局として警察管 区本部を置き、国家地方警察本部の事務を分掌させました。
- ・各都府県に都道府県国家地方警察もうけ、管轄に属する区域を警察区に分け、警察区ご とに警察署を置いていました。
- ・都道府県知事の所轄の下に、都道府県公安委員会を置き、都道府県公安委員会が都道府 県国家地方警察の運営管理を行うという形になっていました。

■国家地方警察と市町村警察の関係

自治体警察は法律的に国の統制外にありました。

- ・市町村警察は、国家地方警察の運営管理又は行政管理に服することはなく、これらの警察は、相互に協力する義務を負っていました(54条)。
- ・管轄区域外における権限行使(57条、58条)
- ■内閣総理大臣は、国家非常事態に際、国家公安委員会の勧告に基き治安の維持のため特に必要があると認めるとき全国又は一部の区域に国家非常事態の布告を発することができ(62条)。一時的に全警察の統制ができました。その際、国家公安委員会、国家地方警察本部が全警察を指揮(63条)。

※附則第八条で「市町村警察に要する費用は、地方自治財政が、確立される時まで、政令の定めるところにより国庫及び都道府県がこれを負担する。」とされたが実現されず。多くの自治体は財政的負担に耐え切れず、自治体警察を断念、国家地方警察に組み込まれました。こ

47年警察法制定時、約1600の自治体警察があったが、新警察法施行時には自治体警察は約400に減少していました。政府、治安関係者は、47年警察法制定以来、自治体警察破壊に全力をあげてきましたが、54年警察法で実現することになります。

1954年警察法の特徴

1954年、新たに警察法が制定され、47年警察法は廃止されました。

■市町村公安委員会、自治体警察は廃止され、都道府県公安委員会、都道府県警察に組み こまれました。都道府県警察のもとは、国会地方警察です。

警察は従来の

- ・市町村公安委員会-市町村警察(市および人口5千人以上の市街的町村を担当)
- ・国家公安委員会-国家地方警察本部(人口5千以内の地域を担当)
- の二本立てから、現在の
- ・国家公安委員会ー警察庁ー都道府県公安委員会ー都道府県警察にかわります。

これは、自治体警察でもなく、国家警察でもないが、国家警察の復活を意図する警察庁 主導の都道府県警察体制というべきでしょうか。都道府県警察を自治体警察の残滓とみる 見方は間違いです。都道府県警察は明かに自治体警察の否定の上につくられたものです。

■国家的統制が強まる

国が人事、財政などで都道府県県警を統制

- ・国家公安委員長は国務大臣(47年警察法では委員から任命)、5名の国家公安委員は 内閣総理大臣が両議院の同意のもと任命。
- ・都道府県警察の警視正以上は国家公務員とし、給与も国から支給され、そのほかの警察 官は地方公務員で地方自治体から支給されました。、都道府県警の幹部は警察庁の影響下 にある構造になっています。
- ・財政的にも、国が都道府県警に大きな影響力。警視正以上の給与の支給、警察装備、通信設備等々の費用は国が負担。
- 警察庁長官は、国家公安委員会が内閣総理大臣の承認を得て、任免。
- ・都道府県県警本部長は、警察庁長官の推薦で都道府県公安委員会が議会の同意をえ任命
- ・問題は警察庁は直接捜査できないこと。警察庁の所掌事務には捜査に関する指揮監督権 はありません。例外的に警察庁管轄の皇宮警察、緊急事態の際の総理大臣が警察を統制し その下で長官は全警察を指揮、命令 (72条)、都道府県公安委員会から援助の要求があ るとき (第六十条)に限定されています。
- ■国家公安委員会と警察庁
- 国家公安委員会

国家公安委員会は、国の公安にかかわる警察運営をつかさどり、警察教養、警察通信、 情報技術の解析、犯罪鑑識、犯罪統計、警察装備に関する事項を統括(第5条1項)。

この任務の達成のため、同第4項(第18条の所掌事務にあたる)に掲げる事務について 警察庁を管理

国家公安委員会のもとに警察庁をおく(第15条)。

- ・警視総監は、国家公安委員会が都公安委員会の同意を得た上内閣総理大臣の承認を得て 任免する。
- ・警察本部長は、国家公安委員会が道府県公安委員会の同意を得て、任免する。
- ・国家公安委員会のもとに警察庁がおかれ、警察庁がその所掌事務に関し、都道府県警察を指揮監督します。
- ・次の事項について警察庁を管理

警察に関する諸制度の企画など、警察に関する国の予算、国の公安にかかわる事項、警察 運営に関すること (大規模な災害に係る事案、騒乱に係る事案)、 緊急事態、広域組織 犯罪その他の事案、全国的な幹線道路における交通の規制、国際捜査共助、国際緊急援助 活動、皇宮警察、警察教養、警察通信施設、犯罪鑑識施設、犯罪統計に関すること、警察 装備に関すること等々

警察庁

■権限

・国家公安員会の所掌事務に関して、警察庁が都道府県警察を指揮監督 所掌事務は、第5条4項各号(26号あります)、第5項、6項を補佐。

この所掌事務には、捜査は含まれません。直接捜査できないだけでなく、法律的には犯 罪捜査に関する指揮監督権限はありません。犯罪捜査は都道府県警察の権限になります。

- ・警察庁に長官官房、生活安全局(1994年創設)、刑事局、交通局、警備局、情報通信局おく。
- ・警視総監は、国家公安委員会が都公安委員会の同意を得た上内閣総理大臣の承認を得て 任免する。
- ・警察本部長は、国家公安委員会が道府県公安委員会の同意を得て、任免する。

■管区警察本部

警察庁の所掌事務を分担させるために、6つの管区警察局をおく。(今回サイバー特別捜査隊をおくことになった関東管区警察局はその一つ)

■都道府県警察

都道府県に都道府県警察をおく(第36条1項)。第2条の責務をになう(同2項)。

サイバー警察局新設を柱とする警察法改悪

サイバー警察局を新設し、関東管区警察局にサイバー捜査特別捜査隊を新設することを 柱とする警察法の改悪は、警察の国家警察への転換を図ろうとするものにほかなりません。 国家警察復活に絶対反対します。警察法の抜本的改悪に反対します。

旧警察法、54年警察法は一度読んだほうがよいです。

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/houritsu/00119471217196.htm 1947 年警察法

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=329AC0000000162 1954 年警察法

警察法第2条

第二条

- 1 警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする。
- 2 警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂 行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の 権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。